**池子の森自然公園公園サポーター登録申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　　月　　　日  （あて先）逗子市長  住所  氏名  電話番号  メールアドレス  　次のとおり公園サポーターの登録を申請します。 | |
| サポーターの種類 | □見守り　　□自然観察ガイド　　□イベント補助  　□草刈り　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 活動予定日時 |  |

※太い線の中だけ記入してください。

※登録のために収集した個人情報は、本目的以外には利用しません。

　上記のとおり登録を承認して、登録名簿に登載してよろしいか。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 課　長 | 係　長 | 係 | 起　　案 | ・　　　・ |
|  |  |  | 決　　裁 | ・　　　・ |
| 登録年月日 | ・　　　・ |
| 登録承認  の可否 | □可　　　　□不可 | | 登録番号 | 見　第　　　号 |

サポーターに登録する場合は、次の全ての項目を確認してください。内容を確認できたら✔と署名をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| **【池子の森でできること】** | **チェック欄** |
| **いきもの**  ・希少種でない生物は持ち帰らず元の場所に放せばそっと手に取って観察できます。 | □ |
| **はらっぱ**  ・はらっぱには犬のおしっこなどがないので、安心して寝転がって読書や観察を楽しむことができます。  ・コートをつくらないボール遊びや、ポップアップを利用することができます。 | □ |
| **音**  ・歌を口ずさんだり、ヘッドホンを使った楽器の練習をすることができます。  ※出していい音の目安は70㏈（騒がしい街頭、ピアノの音、トラックのエンジン音）です。 | □ |
| **植物**  ・草笛や葉っぱ遊びなどで草木を取ったり、木登りをして遊ぶことができます。  ・木にハンモックをつけることができます。ただし、直径20cm以上の枝に養生をしてからヒモを結んでください。  ※木から落ちるなどケガには十分注意してください。 | □ |
| **道路**  ・犬の散歩や自転車、キックボードなどは池子側から久木側の出入口間の園路のみ通行できます。自転車は各出入口付近にある駐輪場に止めましょう。  ※はらっぱには絶対に入らないでください。 | □ |
| **【池子の森でできないこと】** |  |
| **いきもの**  ・捕まえた生き物を持ち帰ったり、ペットを持ち込んだりすることはできません。  ※犬の散歩は池子側出入口と久木側出入口の通り抜けのみです。 | □ |
| **はらっぱ**  ・コートを使った競技や大きなタープを張るなど、場所を占有することはできません。 | □ |
| **音**  ・スピーカーで音を流したり、アンプをつないで楽器の演奏、合唱など大きな音が出る行為はできません。 | □ |
| **植物**  ・枝を切ったり、木や竹を伐採したりすることはできません。 | □ |
| **道路**  ・道路は関係車両のための道路です。車両・バイクは池子側出入口からトンネルの手前まで通行することができます。また、道路上でのボール遊びやスケートボード等は危険です。 | □ |
| **その他**  ・公園内にゴミを捨てることはできません。ゴミは各自持ち帰ってください。  ・喫煙、焚火、花火、爆竹の使用はできません。蚊取り線香は火の粉が落ちないケースに入れてのご利用はできますが、なるべくスプレー式やシート式のものをお使いください。  ・米軍施設の撮影はしないでください。 | □ |
|  |  |
| ◆　【池子の森でできること、できないこと】は理解し、守っていただけますか | □ |
| ◆　サポーターの方の役割は、自身がルールを守り、散歩等の際に“見守り”をしてもらうものです。散歩等の際にサポーター証を携帯すること | □ |
| ◆　ルール違反者や不審者がいたら市に連絡をする | □ |
| ◆　立入制限区域等でケガ等をした場合は、自己責任となります | □ |
| ◆　緑地エリアの開園は水・土・日・休日です。時間は８時45分から17時までです | □ |

私は、公園見守りサポーター活動を行うにあたり、池子の森自然公園の利用に関するルールを理解し、遵守することを誓約します。